

## 宮城県自死対策強化事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、地域における自死対策の強化を図るため、地域自殺対策強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、地域自殺対策強化に係る交付金を活用して宮城県が実施する地域自死対策強化事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、宮城県とする。宮城県は、自ら事業を実施するとともに、民間団体への委託のほか、民間団体又は市町村への補助又は助成により事業を行うことができるものとする。

### (事業内容)

第3 この事業の実施内容は、次のとおりとする。

#### 1 対面相談事業

##### (1) 目的

自死に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自死の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自死を未然に防ぐこと、また、自死に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

##### (2) 事業内容

イ 心の健康等の健康要因に関する相談会や、自死の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等

ロ 個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等

ハ 伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等

ニ 他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等

ホ 若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）

ヘ 生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営

ト 相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

#### 2 電話・SNS相談事業

##### (1) 目的

自死に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNS等の相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自死の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実

施することにより自死を未然に防ぐことを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、補助対象としない。

## (2) 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る次に掲げるもの。

- イ 電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ロ 相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ハ 相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等
- ニ フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示等

## 3 人材養成事業

### (1) 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自死対策に携わる人材の養成のほか、自死の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自死対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

### (2) 事業内容

- イ 関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自死対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ロ これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣
- ハ e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施等

## 4 普及啓発事業

### (1) 目的

生きることの包括的な支援としての自死対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自死や自死関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。特に、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

### (2) 事業内容

- イ シンポジウム、講演会等の開催等
- ロ 図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ハ 啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ニ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報等

## 5 自死遺族支援機能構築事業

### (1) 目的

自死で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。特に、自死

遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。

## (2) 事業内容

- イ 学校、職場で自死が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進(自死発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自死発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及)
- ロ 各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備
- ハ 遺族等の自助グループ(わかちあいの会)等の設立や運営支援
- ニ 遺族等への法律面や生活面における相談支援
- ホ 遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施等

## 6 計画策定実態調査事業

### (1) 目的

宮城県自死対策計画(平成30年12月策定)及び市町村自死対策計画について、本県の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、本県における自死対策のPDCAサイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。

なお、今後計画を策定又は見直しする段階において、厚生労働省が策定した「都道府県自殺対策計画策定の手引」「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考にしつつ、かつ自殺総合対策推進センターの助言等を受けながら進める。

また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議1回分に限る。

### (2) 事業内容

- イ 計画策定又は見直しに必要な調査研究等
- ロ 計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施
- ハ 計画策定又は見直しに必要な自死対策連絡協議会等の自死対策の検討の場の設置及び運営等

## 7 若年層対策事業

### (1) 目的

近年、全国的な自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中にも若年層は高止まりを続けており、本県においても、20代前半から40代未満の死亡原因の第一位は自死という状況が続いている。こうしたことから青少年、若年層の自死対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

### (2) 事業内容

- イ 若年層(40歳未満)及び若年層を支援する者に対する1から4に掲げる事業(児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自死予防に関する養成研修等)

ロ 中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業

## 8 SNS地域連携包括支援事業

### (1) 目的

SNS等の相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築することを目的とする。

### (2) 事業内容

国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施等

## 9 深夜電話相談強化事業

### (1) 目的

我が国における自死は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自死を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。

### (2) 事業内容

関係行政機関や民間団体が、深夜（22時）から早朝（5時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等

## 10 自殺未遂者支援事業

### (1) 目的

本県では、自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者となっており、自殺未遂者の自殺再企図防止は自死対策においても最重要課題の一つである。これらの者が再度自死を企図することを防止することで、自殺者数の減少につなげるため、地域において自殺未遂者を支援する。

### (2) 事業内容

イ 受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣

ロ 受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整

ハ 退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等

ニ 自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援

ホ 保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施

へ 自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自死予防のための啓発や研修等

## 11 ゲートキーパー養成事業

### (1) 目的

自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

イ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。

ロ 自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門

家につながり、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを旨とする。

ハ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

## (2) 事業内容

イ 民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

ロ 民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

## 1.2 災害時自殺対策継続支援事業

### (1) 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自死のリスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。

### (2) 事業内容

「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組

イ 被災者又は避難者に対する自死予防のための相談会等の開催

ロ 被災者又は避難者に対する自死予防のための傾聴サロン等の実施等

## 1.3 自殺未遂者支援・連携体制構築事業

### (1) 目的

自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握するとは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援する。

補助金の対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定していることから、原則、都道府県で実施することとし、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする）。

### (2) 事業内容

イ 警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催

ロ 警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施

ハ 警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施

ニ 提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の

実施等)

#### 1 4 災害時自殺対策事業

##### (1) 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自死リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。

原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする）。

##### (2) 事業内容

イ 被災者又は避難者に対する自死予防のための相談会等の開催

ロ 被災者又は避難者に対する自死予防のための傾聴サロン等の実施

#### 1 5 ハイリスク地対策事業

##### (1) 目的

自死多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③の条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く）、②自死の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援する。

##### (2) 事業内容

イ ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置

ロ ハイリスク地のパトロールの実施

ハ ハイリスク地における自殺企図者の一時保護

ニ ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築等

#### 1 6 自殺未遂者のための地域における包括的支援モデル事業

##### (1) 目的

大綱において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれていることから、未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

##### (2) 事業内容

都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）において、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、地域自殺対策推進センター等にコーディネータを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う。

また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センター等と救急病院等の地域の支援機関の連携体制構築のための定期的な会議を行う。

#### 1 7 若者の自殺危機対応チーム事業

### (1) 目的

小中高生の自殺者数は過去最多の水準となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。大綱においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、子どもや若者の自殺危機対応チームの設置による子どもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。

### (2) 事業内容

指定都市において、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する。

事務局は地域自殺対策推進センター等を想定しており、支援対象者としては、①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている等の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者とする。

チームの構成としては、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。

チームの支援内容としては、地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施するものとする。

- ① チーム会議の開催 : 支援方針・助言等の検討
- ② 支援の実施 : 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③ 支援の終了 : 地域の関係機関への引継

## 1.8 地域特性重点特化事業

### (1) 目的

地域における自死の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因を対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自死予防対策の強化を図る。

### (2) 事業内容

地域において特に対策が必要と考えられる自死対策事業（1から7まで、9及び10に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。）とする。

（実施上の留意事項）

第4 事業の実施に当たっては、宮城県が策定した強化事業に係る計画に基づき実施するものとする。

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、事業に係る補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用される。